

1. 日 時 平成26年12月1日(月) 午前10時03分開会
午後4時28分閉会

2. 場 所 第1委員会室

3. 出席委員 野畑直委員長、松元薫久副委員長、中面幸人委員、
鳥飼光明委員、大田重男委員、濱崎國治委員
石澤正彰委員、竹原恵美委員

4. 事務局職員 議事係 寺地 英兼

5. 説明員

・生きがい対策課	・都市建設課
課長 早瀬 則浩 君	課長 西園 善信 君
課長補佐 牛濱 美紀 君	課長補佐 富吉 良次 君
係長 中園 修 君	課長補佐 松田 高明 君
係長 猿楽 浩士 君	・商工観光課
・健康増進課	課長 堂之下 浩子 君
課長 佐潟 進 君	課長補佐 松崎 浩幸 君
課長補佐 内園久仁代 君	・水道課
係長 牛濱 睦朗 君	課長 浦 雅智 君
係長 新町 勝利 君	課長補佐 垂 義継 君
・農業委員会	係長 田原 勝矢 君
事務局長 谷口 義美 君	
係長 久保田真一郎 君	
・農政課	
課長 谷口 義美 君	
課長補佐 山平 俊治 君	
係長 牧内 達志 君	

6. 会議に付した事件

- ・議案第57号 平成26年度阿久根市一般会計補正予算(第6号)
- ・議案第58号 平成26年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- ・議案第59号 平成26年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- ・議案第60号 平成26年度阿久根市介護保険特別会計補正予算(第2号)
- ・議案第62号 阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- ・陳情第12号 県道脇本赤瀬川線槁之浦地区道路改良工事に伴う路線の一部設計変更について

7. 議事の経過概要

別紙のとおり

審査の経過概要

産業厚生委員長（野畑直委員）

ただいまから産業厚生委員会を開会します。

平成26年11月25日の本会議で当委員会に付託になった案件は、配付した日程表にありますとおり、議案第57号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算（第6号）のうち、第1条第2項第1表中、所管に属する歳入歳出。第2条第2表、及び第4条第4表中、所管に属する事項ほか、特別会計補正予算3件、条例の制定に関する議案1件、陳情1件、以上、6件であります。

ここで、日程についてお諮りします。委員会の日程はお手元に配布してありますとおり、本日とあすの2日間としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

御異議なしと認め、本日とあすの2日間といたします。

それでは、執行部の出席をお願いします。

（健康増進課 入室）

次に、議案第57号中、健康増進課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

佐潟進健康増進課長

おはようございます。議案第57号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算第6号のうち、健康増進課所管分について御説明いたします。

歳出から御説明いたします。

補正予算書の15ページをごらんください。

第3款民生費1項1目社会福祉総務費28節繰入金2,595万円は、国民健康保険特別会計で国保給付費の不足が見込まれるため、財政安定化支援事業繰入金2,397万8千円と職員7名分に係る人件費の職員給与費等繰入金197万2千円の合計額であります。

3目老人福祉費28節繰入金8万6千円の減額は、介護保険特別会計で職員6名分に係る人件費の職員給与費等繰出分373万1千円の減額と、介護保険給付費の増加見込みに伴う市負担分の繰入金364万5千円増額する分の合計額であります。

16ページをごらんください。第4款衛生費1項1目保健衛生総務費の補正額749万円のうち、2節給料から4節共済費については、人事異動による人件費の補正及び人事院勧告等に準じて本年4月にさかのぼり給料表等の改定を行ったことや、予算編成時の職員配置と新年度の職員配置の配置差による給与費の増額分431万8千円と23節償還金利子及び割引料の未熟児養育医療事業に係る国と県の精算返納金317万2千円の合計額であります。

次に、歳入について御説明いたします。12ページをごらんください。第17款繰入金2項3目介護保険特別会計繰入金1,083万2千円は、前年度の事業確定による介護給付費と地域支援事業に係る市負担分についての精算返納金であります。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、各係長で行わせていただきます。よろしくお願いたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

16ページの3款2項3目ぐらいになるのかな、人件費のことなんですけど、人事異動、人事院勧告、複数の影響があつてのこの数ということなんですけど、それぞれの影響額というのはわかりますか。

[複数人発言する者あり]

[濱崎國治委員「人件費については、多分所管課ではなくて、総務課しかわからないと思いますので、これについては、総務課のほうに」と発言]

あとはどういうふうに動かしますか。

産業厚生委員長（野畑直委員）

今、濱崎委員のほうからありましたように、人件費については、ここでは数字だけの説明ということで、詳細については総務課にまわすということで後でお願いします。

[竹原恵美委員「わかりました」と発言]

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第57号中、健康増進課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

○ 議案第58号 平成26年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

産業厚生委員長（野畑直委員）

次に、議案第58号、平成26年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算について審査に入ります。課長の説明を求めます。

佐潟進健康増進課長

議案第58号、平成26年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

歳出から御説明いたします。特別会計補正予算書の8ページをごらんください。

第1款総務費1項1目一般管理費の補正額208万9千円は、人件費と電算システム改修の負担金であり、2節給料から4節共済費の合計額197万2千円が、人事異動による人件費の補正及び人事院勧告等に準じて本年4月にさかのぼり給料表等の改定を行ったことによる職員7名分の給与費を増額しようとするものであります。また、19節負担金補助及び交付金の補正額11万7千円は、一部負担割合引き上げに対応するためにシステム改修する負担金分であります。

第2款保険給付費1項療養諸費の補正額5,085万円は、心疾患患者の医療費が多額になる見込みであるため、療養給付費に不足が見込まれることから増額しようとするものであり、あわせて2項高額療養費の補正額1,341万6千円も同様の理由から増額しようとするものであります。第11款諸支出金1項3目償還金の補正額3,511万1千円は、前年度の国庫負担金等精算返納金であり、国と県への負担金分3,496万1,920円と補助金分15万円をそれぞれ返納しようとするものであります。

次に、歳入は7ページをごらんください。第4款国庫支出金1項1目療養給付費等負担金の補正額2,056万5千円、2項1目財政調整交付金の補正額449万8千円、第5款県支出金2項1目財政調整交付金の補正額397万2千円は、一般被保険者療養給付費の増額見込みに対する国と県の負担金及び交付金をそれぞれ増額しようとするものであります。

第10款繰入金1項1目一般会計繰入金の補正額2,595万円は、職員給与費等繰入金197万2千円と、国と県の負担金で不足する財源分として繰り入れる財政安定化支援事業

繰入金2, 397万8千円分であります。今回の繰り入れで法定外分としての累計額は、1億4, 560万8千円となります。第11款繰越金1項1目繰越金の補正額4, 648万1千円は、国庫精算返納金と不足する財源として繰越金を全額充当しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、各係長で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

鳥飼光明委員

参考までにちょっとお聞きしたいんですが、2款1項の一般被保険者高額療養費、これで1, 341万6千円の増額ですが、一人当たり一番最高どれくらい払っているかちょっと教えてください。

[複数人発言する者あり]

佐潟進健康増進課長

説明の中でいたしましたように心疾患の方、この方が4月に広域医療センターのほうにちょっと入院というかですね、されて、今現在、大阪大学の医学病院で治療を受けていらっしゃるんですが、その方が手術代だけで2, 300万ほど、^{ひとつき}一月でかかりました。その方がまだ治療中ということで、毎月1千万ほどかかっている状況です。前年度は21歳の女性の方だったんですけど同じく心疾患で熊本大学のほうに入院されていらしゃって、通院治療を受けてらっしゃったのが毎月500万ずつ医療費にかかっていました。その方は、鹿児島の方に転出されたんですけど、大阪大学のほうに行かれてらっしゃる方がまだ退院の見込がないということで、今回この分を増額補正させていただいた次第です。

鳥飼光明委員

非常に高額ですが、個人負担はどれくらいあるんですか、そういう人、約。

佐潟進健康増進課長

個人負担は、20万から30万ほどの金額になっているようです。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第58号、平成26年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算について、審査を一時中止いたします。

○ 議案第60号 平成26年度阿久根市介護保険特別会計補正予算（第2号）

産業厚生委員長（野畑直委員）

次に、議案第60号、平成26年度阿久根市介護保険特別会計補正予算について審査に入ります。課長の説明を求めます。

佐潟進健康増進課長

議案第60号、平成26年度阿久根市介護保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。

歳出から御説明いたします。補正予算書の32ページをごらんください。第1款総務費1項1目一般管理費の補正額373万1千円の減額は、2節給料から4節共済費の人件費であり、人事異動等による人件費の補正及び人事院勧告等に準じて本年4月にさかのぼり、給料

表等の改定を行ったことによる職員6名分の給与費の減額であります。

第2款保険給付費1項介護サービス等諸費の補正額4,466万円は、1目居宅介護サービス給付費2千万円、3目地域密着型介護サービス給付費7,116万円を増額し、5目施設介護サービス給付費4,500万円、9目居宅介護サービス計画給付費150万円を減額するものであります。

これらの補正は、介護サービス利用者が当初見込みより増加したことや、介護福祉施設や介護老人保健施設への入所者が当初見込みより減少し、地域密着型介護サービスの施設が新設されたことにより、その給付費等に当初見込みより不足が見込まれることから、これらの介護サービス費用の過不足分を一部組みかえし補正しようとするものであります。2項介護予防サービス等諸費も同様に、地域密着型介護予防サービス費の給付費等に当初見込みより不足が見込まれることから、一部組みかえし補正しようとするものであります。33ページをごらんください。4項高額介護サービス等費の補正額310万円は、負担限度額を超えた分について支給するものであり、それぞれの不足見込額を増額しようとするものであります。7項特定入所者介護サービス等費の補正額2,010万円の減額は、低所得の方が施設介護サービスを利用したとき、食費・居住費について限度額を超えた額を給付するものであり、施設利用者が見込みより減少しているため減額しようとするものであります。

第8款諸支出金1項2目償還金の補正額2,315万2千円は、前年度の介護給付費と地域支援事業費に係る国と県の負担金等の精算返納金であります。同じく、3項1目他会計繰出金の補正額1,083万2千円も、前年度の介護給付費と地域支援事業費に係る、市の負担金の精算返納金であります。

次に、歳入は、31ページをごらんください。第3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金の補正額858万7千円と第5款県支出金1項1目介護給付費負担金の補正額89万1千円は、歳出の保険給付費の増額見込みに対する国と県の負担金をそれぞれ計上したものであります。第7款繰入金1項1目介護給付費繰入金の補正額364万5千円は、歳出の保険給付費の市負担分であり、4目その他一般会計繰入金の補正額373万1千円の減額は、人件費分の減額分であります。2項1目介護保険基金繰入金の補正額1,621万4千円は、給付費等の歳出に対して、国と県の負担金で不足する分の財源分を基金から繰り入れし、財源充当しようとするものであります。なお、今回の取り崩しで当該基金の残高見込み額は、4,159万2,613円となる予定であります。

第8款繰越金1項1目繰越金3,380万7千円は、国庫精算返納金等と不足する財源として繰越金の一部を充当しようとするものであります。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、各係長で行わせていただきます。よろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

松元薫久委員

一つだけ教えてもらいたいですけど、2款の保険給付費の介護サービス等諸費というところで、先ほど課長の説明でもあったんですが、地域密着型介護サービスのほうに利用者が移行していると言われたような気がするんですけど、ここのそれぞれの増額・減額の補正から見える、今現在の利用者の方たちの流れみたいなものが簡単にわかれば教えていただきたいんですけど。

佐潟進健康増進課長

説明で言いましたように地域密着型サービス、グループホーム、小規模多機能型の施設、

それと昨年度開所しました小規模特養、それと今回開所いたします小規模特養29床の施設が2箇所分ふえてくるということで、利用者の方々それぞれ地域密着型サービスのほうに、施設からですね、流れていっているようです。ただ、介護サービス給付費の中には、阿久根市にある施設以外に市外、県外、そういったところにも多数入っていらっしゃる関係から、今後、地域密着型のほうに流れていくと思うんですが、場合によっては、市外、県外のそういう介護施設等に入られる方もふえてくるのかなというふうに思います。あと、基本的には、国は施設から在宅へと動いているようなんですけど、やはり、在宅で介護するというのは、かなり地方の方々にとっては大変な状況ではあります。今後とも在宅で介護ができる環境を早急に体制づくりをとっていかないといけないのかなというふうには思っています。

[松元薫久委員「ありがとうございます」と発言]

中面幸人委員

そういのにちょっと関連してですけども、仮にですよ、国がそういうふうに施設介護から居宅介護に変わっていくようにしますよね、当然、国の負担が少なくなるということでそういうふうな流れになると思うんですけど、そうした場合に市の負担とかそういう本人の負担とかそういうのについては、どうなるわけですか、やっぱり負担はふえてくるんですか。

佐潟進健康増進課長

今回、介護に限らず医療のほうの法改正がありまして、介護のほうについてもある一定程度の所得がある方については、今現在すべて1割負担なんですけども、2割負担を導入していこうという動きもあります。また、最近の介護報酬改定の審議会を見る限りでは、施設介護、特養とか、そういった部分においては、基金というか預金残高が数億円あるというところもあるようでして、そういった部分については報酬単価を引き下げて、居宅の部分の報酬を上げていこうというふうにはしているようです。

中面幸人委員

それに仮に移行する場合ですよ、例えば、当然、居宅介護になれば、言わば、訪問、いますよね、そういう介護員というのが、そういうのはやっぱり地元的にはですよ、どうんですか、養成とかどうなるんですか、足りるんですか。移行する場合は、やっぱりそれを見ながらしていくんですか。国は、国というか、結局、居宅介護になればそれだけ介護職員というのが要りますよね、ホームヘルパーとか要るわけですよ。

佐潟進健康増進課長

ヘルパーの方々とか、介護全般にわたっての人材不足というのは、かなり国も言っています。今後、在宅の絶対数ですね、がふえてくるとなると、当然ヘルパーの方々も必要となってきましたので、国としてはそういう人材の方々への給与費についてですね、若干、プラスアルファをしていこうという動きではあります。ただ、ヘルパーの養成講座というのが当然必要となってくるんですけど、阿久根市においては、以前、社会福祉協議会のほうで講座もしていらっしゃったんですが、今現在されていないということで、出水のほうで今そういう事業者の方々が、緊急雇用促進事業という形で講座を開いていらっしゃいます。また、阿久根のほうにも、その方々が若干ヘルパーの養成講座をさせてくれないかという打診もあったんですけども、今現在、まだその後なんも言ってこられてないもんですから、今後はそういう人材育成の場も必要かなというふうには思っています。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。なければ、議案第60号、平成26年度阿久根市介護保険特別会計補正予算について、審査を一時中止いたします。

○ 議案第62号 阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

産業厚生委員長（野畑直委員）

次に、議案第62号、阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について審査に入ります。課長の説明を求めます。

佐潟進健康増進課長

議案第62号、阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

これは、健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成26年11月14日に閣議決定し、11月19日の官報に掲載され、平成27年1月1日から施行されることから条例の改正をしようとするものであります。

議案書の4ページ、5ページをごらんください。それでは、改正の内容について御説明申し上げます。

阿久根市国民健康保険条例第5条第1項中に規定している出産育児一時金の額を、39万円から1万4千円引き上げ40万4千円にしようとするものであります。現在の出産育児一時金は、この39万円と阿久根市国民健康保険条例施行規則第12条に規定している出産育児一時金の産科医療補償掛金加算金3万円とあわせて42万円を支給しております。今回の改正では、施行規則に規定しています産科医療補償掛金3万円が1万6千円に引き下げられるため、支給額の42万円を維持するために39万円から40万4千円に引き上げるものであります。よって、出産育児一時金に係る予算の増減はないものであります。

この産科医療補償掛金制度とは、分娩によって重度脳性麻痺になった赤ちゃんとその家族の経済的負担を減らすために、平成21年1月から公益財団法人日本医療機能評価機構において運営が開始されたもので、補償の対象基準は在胎週数が32週以上、出生体重が1,400グラム以上の胎児で、低酸素状況等の要件に該当する場合に補償の対象となります。補償の認定時がゼロ歳であった場合、認定年に介護、看護費用として一時金600万円と分割金120万円の720万円、以降19歳になるまで毎年120万円が支給され、総額3千万円の支給となるものであります。

なお、出産育児一時金については、平成18年10月に30万円が35万円に、平成21年1月に35万円が38万円に、平成21年10月に38万円が現在の42万円にそれぞれ引き上げられてきました。また、これまでの出産育児一時金の支給件数は、平成25年度が18件、平成24年度が20件、平成23年度が23件であります。

最後に、附則は、条例の施行日を平成27年1月1日とするものであります。

なお、さきの本会議で質問があったように、社会保険や各種共済等も基本的には42万円であり、それ以外については各種健康保険で加算の制度で運用されています。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては私のほか、各係長で行わせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

中面幸人委員

参考にですけども、出産すれば42万円給付金があるんですけども、実際、異常分娩になれば結局医療費もふえてくるんですけども、普通分娩で大体今どれくらいかかるものなんですか、それと、この出水地域ですらね、産婦人科ですらね、というのはどこにあるのか教えてください。

佐潟進健康増進課長

大体普通の分娩費用でいくと、大体40万円前後で足りますね、ですからこの42万円というのは、阿久根市は国保連合会に払うんです。出産する方々は、産婦人科のところで産んで、請求は、その医療機関は国保連合会に請求すると、で阿久根市が払う。ですから、42万円の範囲内で済んだ場合についての差額は、本人さんに、例えば、38万円で済んで医療機関がですね、連合会にすると4万円の差がでますので、その4万円分は阿久根市が本人さんに払うという流れになります。今現在出水郡内での産科の状況というのは、阿久根市内では有村さんが1箇所はあるんですけども、出産の実状的には今のところないということ、ほとんど出水の広瀬さんとか、境田医院とかそういうところですね、もし、異常というか、緊急的な場合が必要な場合は、北薩圏内では、川内の済生会病院のほう等に行きますし、ほとんと未熟児等の場合は、鹿児島市立病院等が搬送先になってます。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

石澤正彰委員

今の関連なんですけど、その出産一時金の請求は、産婦人科にやっていただくわけですか。連合会に対して、じゃなくて、自分で。

佐潟進健康増進課長

その医療機関、産科のほうは国保連合会にだれだれさんの出産に伴って、こんだけかかりましたという請求をする、阿久根市はそれに伴う分を国保連合会に払う、もし、その差額がある分についてを今度は、余りがあるときは本人さんにその余り分を阿久根市が払うという流れになります。

[石澤正彰委員「市から払うということ」と発言]

[佐潟進健康増進課長「はい」と発言]

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

鳥飼光明委員

阿久根市でですね、いろんな社会保険、厚生、役所関係とかいろいろ保険を持っている人、それから、国民健康保険、これは割合はどれくらいですか。そのうちの国民健康保険の該当するその割合はどれくらいですか。阿久根市の場合は。

佐潟進健康増進課長

受給者数で29%ほどが国保の方々。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第62号、阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、審査を一時中止いたします。

(健康増進課 退室)

(生きがい対策課 入室)

産業厚生委員長（野畑直委員）

次に、議案第57号中、生きがい対策課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

早瀬生きがい対策課長

議案第57号、平成26年度一般会計補正予算第6号のうち、生きがい対策課所管分につ

いて、歳出予算から御説明申し上げます。

15ページをお開きください。3款1項1目社会福祉総務費の補正のうち、2節給料から4節共済費については、人事異動による人件費の補正及び人事院勧告等に準じて本年4月にさかのぼり給料表等の改定を行ったことにより、その差額分を予算計上したものであります。なお、28節繰出金については、健康増進課所管分であります。2目心身障害者福祉費の補正額2,960万は、通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業である就労継続支援事業の対象者が約20名ふえたこと、また、障がい児通所支援事業として放課後デイサービス事業、養護学童クラブガッツの対象者が3名ふえたことによる増額補正であります。

3款2項1目児童福祉総務費及び16ページ3目保育所費の人件費分の補正は、人事異動、人事院勧告等に伴う差額分であり、1目児童福祉総務費の19節負担金補助及び交付金の64万8千円は、児童扶養手当法の一部改正に伴い、公的年金の供給調整が見直されたため、支給に係るシステムを改修しようとするものであります。同項5目保育施設運営費の補正額3,502万円は私立保育園の運営費であり、当初、月平均で495人の入所児童を予定しておりましたが、0歳児で約20人、1・2歳児で約10人の増加が見込まれることから増額補正しようとするものであります。

3款3項1目生活保護総務費の補正につきましては、人事異動、人事院勧告等に伴う差額分であります。

次に歳入について御説明申し上げます。11ページをお開きください。11款2項1目民生費負担金267万3千円は、私立保育園増員分の保育料であります。

13款1項2目民生費国庫負担金1節社会福祉費負担金は、歳出で説明しました訓練等給付費及び児童発達支援事業費の国庫負担分2分の1であります。2節児童福祉費負担金につきましても、歳出で説明しました保育所運営費から保育料の徴収基準額を引いた額の2分の1が国庫負担金であります。

14款1項2目民生費県負担金の1節及び2節は、国庫負担金の2分の1の県負担金であります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

松元薫久委員

15ページですね、3款1項2目心身障害者福祉費の増額2,960万円ということで、これは20名分を2,714万増額されてるんですけど、このお金というのは、どういうふうに流れていくのかちょっとわからないので教えてほしいんですけど。

早瀬生きがい対策課長

こちらの就労継続支援事業と呼ばれるものは、先ほどちょっと説明しましたとおり、そういう就労支援の事業所がございます。障がい者用の。そういう施設のところでは障がい者の方が登録されますと、事業費として1日点数で500点、これが金額にしますと5,000円。ですから、1カ月20日その人が勤務しますと、10万円、20日勤務で10万円というお金が事業所のほうにきます。それが例えば3名登録しますと30万円ということで、一人の職員を雇ってその3名について生活支援、そして、就労支援ができるというようなそういう事業になっております。ですから、この事業ができるようになりましてから、結構在宅で子供を見ていらっしゃる家族の方からしたら、本当でいろいろと面倒を見てもらえていいと、そ

して、本人の自立に繋がっていくというようなことで、大変喜ばれている事業ではあります。ただし、問題はなかなか一般就労に結びついていかないというようなことで、この事業所が5・6年前に4・5箇所ぐらいしか出水地区内でなかったのが今30箇所からにふえております。ということで、福祉関係のそういう事業所がふえて、その雇用はふえたんですが、なかなか対象となる人たちが一般就労のほうに結びつかないというのが、今ちょっと現状で問題となっているところであります。以上です。

中面幸人委員

ちょっと関連してお聞きしますが、そういうさっき課長が言われるようにですね、本当にその支援事業については、いいかなと私も思っているんですけども、例えば、農業関係のですね、言わば、5・6名来て、そいで指導員も来て、その頼んだ農家も1日5・6千円ぐらいかな、なんか払っているんですけど、先ほど言われるように、3名に1名の指導員ですかね、したときに、それはそれでいいとして、その言わば、子供たちというかその就労者ですよ、その障がいをもった、その方なんかにもですよ、例えば、それこそ成人ですよ、成人の方々なんだけど、そういう人たちにはですよ、なんかやっぱ、給与みたいな、なんつうかな、そういのは払われているんですか。

早瀬生きがい対策課長

この就労支援事業の中にもA型とB型というのがありまして、A型というのがより一般の就労に近い形で事業所と契約をすると、契約をした中で給与という形で支払をされます。B型が先ほど委員が言われますように農業のそちらのほうの手伝いということなんですけど、1日あたりの賃金が2,000円とか、時間帯の就労でですね、1日10時から2時ぐらいまで、その間に昼食時間があるというような形で、時間も短ければ、ちょっと労働の中身自体がですね、なかなか最賃いかないうような形での手当というようなことになってますので、人によっては5・6万ある人もいるかもしれませんが、少ない人は1・2万とかですね、そういう形の賃金になっているようであります。

中面幸人委員

そうした場合に、言わば、Aタイプ、Bタイプあたりして、例えば、その例えば、こういうふうに支援されてますよね、そういう施設が、あとそういう給料のそういう、その人たちの給料の支払というのは、それぞれその施設が決めていくという、その辺あたりは行政は全然タッチしないんですか。

早瀬生きがい対策課長

そこにつきましては、相手方と基本的な額はある程度決めてあると思うんですが、その労働時間とかその辺での契約といいますか、そういう形で支払をされるものというふうに聞いております。実際私も個人的にちょっと頼む、頼まないじゃないんですが、話を聞いたときに3人やっで1日に6・7千円でいいよということは、1日10時から2時ぐらいの間に5時間、4時間ですね、昼食時間、それで一人2千円ぐらいというような話でした。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第57号中、生きがい対策課所管の事項について、審査を一時中止いたします。

(生きがい対策課 退室)

(農業委員会 入室)

休憩に入ります。

(休憩 10:51 ~ 10:54)

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

今、健康増進課及び生きがい対策課の審査を終えましたけども、給与費関係の説明については省略してもいいのではないかという意見がありますので、皆さんにお諮りしたいと思いますが、そのようなやり方でよろしいでしょうか。

[「はい」と発言する者あり]

[「異議なし」と発言する者あり]

異議なしと認め、給与費関係の説明については、課長の説明から省略させていただきます。次に、議案第57号中、農業委員会所管の事項について審査に入ります。局長の説明を求めます。

谷口農業委員会事務局長

おはようございます。議案第57号、平成26年度一般会計補正予算第6号のうち、農業委員会所管分について御説明いたします。

それでは、まず、歳出について御説明いたします。予算書の17ページをお開きください。今回の補正予算のうち、6農林水産業費1項1目農業委員会費の2節給料から4節共済費については、給与費関係の補正であります。次に6款農林水産業費1項8目農業者年金事務費11節需用費の1万1千円の増額は、農業者年金業務委託手数料の交付額決定に伴う増額補正であります。

増額理由といたしましては、当該事務費は財源の全額を農業者年金業務委託手数料として、平成25年度末での農業者年金新規加入の見込み者数を2名として、平成26年度の当初予算で計上をしておりましたが、実際には平成25年度末に3名の新規加入が図れたことから、これに対する農業者年金業務委託手数料交付額について、この新規加入者数も交付額算定の積算数値とすることから1万1千円の増額となり、今回増額補正するものであります。

次に、歳入について御説明いたします。補正予算書の12ページをお開きください。19款諸収入4項4目1節農業費受託事業収入1万1千円の増額は、農業者年金業務委託手数料の交付額決定に伴う補正であります。

増額理由といたしましては、歳出でも申し上げましたが、農業者年金業務委託手数料の交付額が1万1千円の増額となったことに伴い、今回増額補正するものであります。

以上で説明を終わりますが、質問等につきましては、私と次長でお答えいたしますので、よろしくお願ひします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

局長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第57号中、農業委員会所管の事項について、審査を一時中止いたします。（農業委員会 退室）

休憩に入ります。

(休憩 10:58 ~ 11:08)

(農政課 入室)

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

次に、議案第57号中、農政課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

谷口農政課長

議案第57号、平成26年度一般会計補正予算第6号のうち、農政課所管分について御説明いたします。

それでは、まず、歳出について御説明いたします。予算書の17ページをお開きください。今回の補正予算のうち、6款農林水産業費1項2目農業総務費の2節給料から4節共済費については、給与費関係の補正であります。次に、6款農林水産業費1項9目農林業振興センター費18節備品購入費の39万5千円の減額につきましては、トラクター購入において入札結果による事業費の確定に伴うものであります。

これまでのトラクターは購入後24年が経過し、既に耐用年数も過ぎ、頻繁に故障が生じており、作業効率の向上と作業時の危険性を回避するために購入したものであります。なお、財源につきましては、電源立地地域対策交付金が充当されております。次に、10目農村環境改善センター管理費17節公有財産購入費の176万6千円の減額につきましては、改善センター多目的ホールに設置してあります冷暖房機の取りかえにおいて、入札結果による事業費の確定に伴うものであります。

これまで冷暖房機は4基設置してありますが、購入後22年が経過し、経年劣化により頻繁に故障が生じておりました。多目的ホールの利用者は、年間約5千人程度と利用があり、利用者の多くは高齢者や幼児であることから、早急な改善が求められていたものであります。また、今年度は2基の交換を行いました。来年度に残りの2基を交換する計画でございます。なお、財源につきましては、電源立地地域対策交付金が充当されております。次に、11目農業構造改善センター管理費の5,085万9千円の増額補正につきましては、まず、13節委託料の182万7千円の増額につきましては、西目地区集会施設に県を通じて環境省の公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業を活用し、太陽光発電・蓄電池及びLED設置工事の実施に伴う設計業務委託費でございます。なお、補助率は県が10分の10でございます。次に18ページ、15節工事請負費の4,903万2千円の増額につきましては、西目地区集会施設に公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業を活用し、太陽光発電・蓄電池及びLED設置工事実施に伴う工事請負費でございます。なお、太陽光発電施設や蓄電池の補助率は、県が10分の10でございますが、高効率照明等は3分の2となっております。また、5ページをお願いいたします。同額を第2表繰越明許費としておるところでございます。

次に、歳入について御説明いたします。11ページをお開きください。

14款県支出金2項1目総務費県補助金1節総務管理費補助金のうち4,528万1千円は、西目地区集会施設に公共施設再生可能エネルギー等導入推進事業を活用し、太陽光発電・蓄電池及びLED設置工事実施に伴う補助金でございます。

以上で説明を終わりますが、質問については、私と担当係長でお答え致しますので、よろしくをお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

竹原恵美委員

18ページの6款1項1目で先ほどの工事請負費ですが、これらの効果、最初に計画されたときに、多分、規模があつたり、効果があつたり、経済的効果の試算があると思うんです

けど、データを教えてください。

谷口農政課長

太陽光発電の効果の話になりますかね、一応、この事業の目的といいますのが、平成26年度から28年度までの3カ年に実施する事業ということで、これにつきましては、地域の防災拠点や災害時に地域住民の生活等に、必要不可欠な都市機能を維持することが必要な公共施設として再生可能エネルギー等の導入をいたしまして、そういった避難者とか災害弱者に対する避難されたときの電源を確保するための事業ということになります。

[発言するものあり]

[「規模」と発言する者あり]

すいません。規模につきましてはですね、この委託費が計上してございます。こここのところで設計委託をいたしまして、実際何ワットが必要なのか、パネルを何枚乗せたらいいのか、そういったもの等をその委託費で計上いたしまして、実際の規模については乗せていくということになります。

産業厚生委員長（野畑直委員）

よろしいですか。

中面幸人委員

関連してですが、いい補助事業、100%補助ということでもいいと思うんですけど、これは、もうあれですかね、その蓄電池も備えているんですけども、売電というのはないのですか。

谷口農政課長

基本的にはですね、三日間ぐらいい電気の送電が止まったのを想定した蓄電と、なおかつ使用中で生まれてきて、蓄電池にもちゃんと蓄えができた、残った分については売電ができると、ただし、通常固定価格制度という単価とは違って、そういう何ていいますか、収益を求めるような事業にはならないと、それで、これも九州管内でも結構この事業をされておまして、マックスが大体15キロワットが最大のございます。最小限の何ていいますか、避難者が使えるだけの電気設備といえますか蓄電池というような状況だそうです。

中面幸人委員

結構工事的にも大きい金額ですよ、こうした場合、普通ほら固定価格のあれで実際つくっていらっしゃるところなんか結構大きい、規格も大きいかなと思ったりするんですけど、ほとんどじゃ、三日間ぐらいい蓄えられて、その施設でしか使えないという、ほんなか捉え方ですね。

[「はい」と発言する者あり]

わかりました。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに質疑はありませんか。

大田重男委員

今のその太陽光のやつに関連してなんですけど、例えば、今西目地区で、これは生涯学習課にも関連するかもしれませんが、ナイター設備の証明がありますね、あの手数料なんか大分変わってくるんですかね。これを使った場合に。

谷口農政課長

外の街灯の話といいますか、の話かと思えますけれども、そこについては変わりません。あくまで施設に対する太陽光発電と蓄電という形になります。

[大田重男委員「わかりました」と発言する者あり]

濱崎國治委員

今の工事請負費と委託料に関連してですけど、委託料が182万7千円計上してあるんですが、この委託料の算定はどういうふうにされたんでしょうか。

谷口農政課長

西目地区、この構造改善センターに発電をする際にですね、設計費といいますか予算を組む段階で概算の予算を組んだところですよ。その概算事業費の4%だったかと思いますが、それを委託費に計上させていただきました。大体、ほかの事例等を参考にしますとそのような数字だったようでございます。

濱崎國治委員

先ほどもあったようにですね、5キロワットと蓄電にて、あるいはLEDにしては工事請負費が高いんですが、概算と言っても、例えば、概算は15キロを想定してそれに伴う蓄電池とかいうことでの算定をされたんでしょうか。

谷口農政課長

おっしゃるとおり、15キロを想定しまして概算事業費を上げてございます。

濱崎國治委員

ちなみに、蓄電池の容量というのはどんくらいになるんですか。

谷口農政課長

蓄電池のその量といいますのも実を言いますと、実際その災害時にどの程度の発電を必要とするかということからスタートしなければならないといったことで、実際、例えば、照明灯がございまして、この内の系統を決めまして、どこどこが電気が付くようにするとかいった部分まで細かく精査するようございまして、そういったところに15キロワットで蓄電システムをしますけれども、その容量的なものについては先ほど言いましたように、三日間程度は送電がされなくてももつという規模という形になるかと思います。

濱崎國治委員

これ先ほど来してありますとおり、普通の太陽光発電については、施設が使った意外については売電されるんですよ、それ以外にも、例えば、夜に使う場合は、その蓄電された分について使うということなんだろうけど、ちなみに、1カ月にどの程度この消費電力はあるんでしょうか。

谷口農政課長

すいません。今ですね、建物で使っている分が2系統あるようございまして、合計で年間61万4,310円、月平均で申し上げますと、5万1,193円、日平均で申し上げますと、1,683円というのが大体平均であるようございまして。

濱崎國治委員

1日に1,600円しか使わないのにですよ、この太陽光発電を乗せてほとんどが余ってしまうという、容量的にかなり大きいんじゃないかなという、売電をすべてでくればいいんでしょうけど、その辺の発電と蓄電と売電の関係でですね、果たしてこの施設に設置したほうが適当であったのかという疑問を持つんですが、課長はどういうふうにお考えですか。

谷口農政課長

今回、西目地区集会施設に設置した話の効果と合わさるところになるかと思います。先ほども冒頭申し上げましたとおり、この事業においては地域の避難所や防災拠点において再生可能エネルギー等を導入する場合は対象であると、今回はこの西目地区も、地区集会施設も避難所にあたると、私どももこの間、ことし私が農政課長になりましてから2回ほど大きな台風等が来ております。そのときにも10名を超える避難者があって、避難者が多い。そ

いから、来られる方も年配の方で、高齢の方で災害弱者と言われる方であると、それから、西目地区集会施設の位置取りの話としてもですね、いわゆる国道3号あるいは市道阿久根出水線というこの大きな幹線道路と隣接しているといったところで、交通体系ともほかの施設とも、えらい連絡調整がとれやすいと、それからいわゆる、西目地区集会施設の位置ですけれども、阿久根の南部地区の方面の一角として、山下あるいは大川方面へも、それから市街地との連携をする意味でもその拠点となる位置ではなかろうかといったところもございます。

それで、場所もちょっとあの周辺では高台にありますので、高さ的な面もあります。それから施設内にはですね、畳が56畳の畳部屋、それから大ホール、それから調理室といったことで避難者の今の収容可能者数が300人というふうに想定もされているところでございます。

それから、建物の構造上も屋根に乗せられるということでオーケーというようなこともございましたので、私どもとしてはぜひ西目地区集会施設に設置をしたほうがいいんじゃないかという判断をさせていただいたところでございます。

濱崎國治委員

先ほど施設の今までの使用電力というのが、1日に1,683円分ということで想定するにはほとんどを売電に向けられるという感じですよ、ちなみに、売電の契約はまだでしょうけど、大体どのくらいの売電の金額を想定してらっしゃるんですか、1キロワット。

谷口農政課長

この事業そのものが、そもそもその収益を上げる事業ではございませんので、実際まだこの契約を九州電力と結んであるのが、まだ県内にもございませんので、先ほど申しあげましたとおりこの事業が今年度からスタートしたという状況でございます、その単価あるいはその年間あたりどのくらい売電ができるかといった分については、まだ試算はしておりません。

濱崎國治委員

私は、年間どれくらい売電というのじゃなくて、例えば、1,683円しか使わない施設にこの4,900万ですか、施設を整備する、設備を整備するわけですので、当然これからしますと売電が予想されるんですよ、ですから、幾らの売電の額というよりも、どれくらいの、1キロがどれくらいの単価で売電できるのかですね、普通は買い取り制度でしたら当然決まるんですよ、でも買い取り制度ではないという話ですので、ほとんどが売電になってしまうということですよ、通常の発電からすればですね、当然売電が主流になって、当然収益事業じゃないんですけど、利益が上がるんですよ、私が言いたいのはそれよりももっと消費電力を使うところに設置したほうがいいんじゃないかなということが眼中にあるものですから、こういうお話をしているんですけども、そこんところはまだ計算していないということですか。想定は。

谷口農政課長

現在のところ、事業の制度上の話からもありまして、まだその相手先、九電さんともどこも結ばれているようなところがあるとすれば、勉強させていただくところでしたけれども、まだそういう事例がないというようなことで伺っておりませんので、検討してございません。

濱崎國治委員

九電とはもうこういうことを設置するという協議はしてあつとですね。

谷口農政課長

本来、県の事業でございますので、そこは県のほうでされているということで聞いております。

[複数人発言する者あり]

すいません。言葉がちょっとおかしいでした。事業そのものは阿久根市が行うんですけれども、県からの補助金、交付金ということでこのところは県のほうがそこは検討されているというふうに考えております。

濱崎國治委員

こういう売電をする場合は、特に設置者が九州電力と協議していわゆる、多分、設置負担金等も生じてくるんじゃないかな、工事負担金ですね、生じてくるんじゃないかなというのを想定するんですが、その工事負担金についても県がされるということで理解していいんですか。この事業でするべきなんですよ。

[発言するものあり]

つなぐときの負担金が生じるんです。

谷口農政課長

現在、このシステムにつきましてのですね、概算の事業費ございます。ものの部分、それから工事に関する部分、それから九電との協議といったものもその中には概算の中に九電申請費というのが盛り込まれておりますので、額でいいますと20万組んでございます。それで、それが妥当かどうか私はそこはよくわからないところですけど、今後その委託費の中で実際見えてくるのかなというふうに思うところです。

濱崎國治委員

ということは、いわゆる工事負担金については、別途新年度かどうかわかりませんが、生じる恐れがあるということになるんですかね。かなりですね、数百万の単位だと思うんですが。それで足りるかどうかわかりませんが。

[発言するものあり]

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩に入ります。

(休憩 11:30 ~ 11:37)

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

ほかに質疑はありませんか。

濱崎國治委員

それからですね、LEDも入っているんですが、これは施設内のすべての照明器具をLEDに切りかえられるということで理解していいんですか。

谷口農政課長

LEDについては、すべてそのようにしたいと思っています。ただし、補助対象になるところと補助対象外というのが出てくると思います。いわゆる、先ほど言いました最低限の電気を使うための照明というこいは、この補助の中でみられる部分、それは、例えば、台風のとくにですね、こんな全部は電気はいらんんじゃないかと思われま。そうしたときに何か所か間引きをした形での電気の配線系統がでてきて、その中でその避難所として使える電気については、3分の2の補助対象、それ以外については市の持ち出しという形になるのかなというふうに思うところです。

濱崎國治委員

それからしますと、LEDの工事というのは補助対象に該当する部分だけLEDに変える

ということで理解していいんですか。

谷口農政課長

LEDの照明については、すべてしたいと思っています。

濱崎國治委員

LEDについて補助対象外があるというこっです。

谷口農政課長

そういうことです。

中面幸人委員

課長のほうからですね、いろいろ説明をもらいましたけども、売電の関係、そして後は九電との工事の負担金との関係がちょっとわからない点がありますので、あとを調べていただいて報告していただきたいと思いますが。

[発言するものあり]

谷口農政課長

先ほど来、質問がございました九電との接続の際の単価の問題、それから、それをするための工事費の負担金との関係、ここの分については私どももう1回調査をしまして回答をさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

それでは、議案第57号中、農政課所管の事項について審査を一時中止します。

（農政課 退出）

（都市建設課 入室）

次に、議案第57号中、都市建設課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

西園都市建設課長

さる11月25日の本会議におきまして当委員会付託になりました、平成26年度一般会計補正予算第6号のうち、都市建設課所管の主なものを御説明いたします。

予算書の7ページをお願いします。はじめに、第4表地方債補正の変更から御説明させていただきます。現年度発生補助土木施設災害復旧事業につきましては、河川災害1件の追加災害復旧工事であり、事業費の追加に伴い地方債の限度額を1,260万円から1,320万円に増額変更したものであります。

次に、補正予算に関する説明について歳出から御説明いたします。補正予算書の19ページから20ページをお願いします。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費から6項住宅費1目住宅管理費の2節給与及び3節職員手当等並びに4節共済費につきましては、人事異動による人件費の補正及び人事院勧告等に準じて、本年4月にさかのぼり給料表等の改定を行ったことにより、その差額分を予算計上したものであります。

また、19ページと20ページの第8款土木費5項都市計画費1目都市計画総務費についてであります。8節から13節は、来年3月に南九州西回り自動車道の阿久根北インターから阿久根インター4.2キロメートルの供用開始に伴い、開通前にプレイベントの道路ウォーキング大会を開催するため、予算91万5千円の計上であります。まず8節報償費の11万3千円は、ステージイベントの出演謝金とその他経費であります。次に11節需要費の10万円は、案内チラシ印刷等ほか経費であります。また、12節役務費の3万円は、参加者の1日保険を計上したものであります。次の13節委託料の67万2千円は、道路交通安全管理の警備員業務委託の4万8千円と会場設営、テント設営、仮設トイレほかの経費の6

2万4千円であります。開通後は歩くことのできない南九州西回り自動車道を歩いてもらい、今後の整備促進において理解と協力が得られることと考えるところであります

次に21ページをお願いいたします。11款災害復旧費6項土木施設災害復旧費2目補助土木施設災害復旧費の補正額179万9千円のうち、15節工事請負費177万3千円は、9月3日から4日の豪雨による災害で鶴見川河川1件分の工事費であります。

次に歳入を説明いたします。予算書の11ページをお願いいたします。第13款国庫支出金1項国庫負担金10目災害復旧費国庫負担金9節土木施設災害復旧費負担金の118万2千円は、災害復旧事業費177万3千円に対する国の負担率66.7%分であります。

12ページをお願いいたします。第19款諸収入5項雑入4目雑入2節団体支出金の20万円は、鹿児島県高規格道路建設促進協議会が開通記念イベント等の事業費補助として支出する補助金であります。

次に、20款市債1項市債10目災害復旧債10節の河川施設災害復旧債の60万円は、9月3日から4日の豪雨により発生しました、災害復旧事業の補助残に市債を財源充当するものであります。

以上で説明を終わりますが、質疑に対する答弁は課長、不足の場合は担当係長行いますのでよろしくをお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第57号中、都市建設課所管の事項について、審査を一時中止いたします。（都市建設課 退室）

（商工観光課 入室）

次に、議案第57号中、商工観光課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

堂之下商工観光課長

議案第57号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算第6号のうち、商工観光課所管分について御説明申し上げます。

補正予算書の18ページをお開きください。7款商工費1項商工費1目商工総務費の2節給料から4節共済費については、人事異動による人件費の補正及び人事院勧告等に準じて、4月にさかのぼり給料表の改定を行ったことにより、その差額分を予算計上したものであります。2目商工振興費11節需用費21万円の補正は、道の駅阿久根の修繕料が不足するため増額補正するものであります。消防設備である誘導灯の修繕や照明器具、換気扇等の修繕を予定しております。今回の補正予算の財源は一般財源であり、歳入予算の補正はありませんでした。

以上で説明を終わりますが、答弁につきましては、私並びに課長補佐から答弁させますのでよろしくをお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第57号中、商工観光課所管の事項について、審査を一時中止いたします。（商工観光課 退室）

（水道課 入室）

次に、議案第57号中、水道課所管の事項について審査に入ります。課長の説明を求めます。

浦水道課長

議案第57号、平成26年度一般会計補正予算第6号のうち、水道課所管分について御説明いたします。予算書の17ページをお開きください。

今回の補正予算のうち、4款衛生費3項1目上水道費28節繰入金2万4千円は、人事異動に伴い児童手当が増額となったことにより、その増額分を繰り出すため予算計上したものであります。

以上で説明を終わります。なお、質疑に対する答弁は、私若しくは担当係長がいたしますので、よろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第57号中、水道課所管の事項について審査を一時中止いたします。

○ 議案第59号 平成26年度簡易水道特別会計補正予算（第1号）

産業厚生委員長（野畑直委員）

次に、議案第59号、平成26年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算について審査に入ります。課長の説明を求めます。

浦水道課長

議案第59号、平成26年度簡易水道特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

予算書の20ページをお開きください。歳出から御説明いたします。

今回の補正予算のうち、1款総務費1項総務管理費1目一般管理費2節給料から4節共済費については、人事異動による人件費の補正及び人事院勧告等に準じて、本年4月にさかのぼり給料表等の改定を行ったことにより、その差額分34万1千円を補正予算計上したものであります。

次に、予算書の19ページをお開き願います。歳入について御説明いたします。

5款繰入金1項1目1節一般会計繰入金補正額2万4千円は、人事異動による児童手当の増額分について一般会計から繰り入れ、その財源とするものです。

6款1項1目繰越金補正額31万7千円は、今回歳出増額補正額の財源として繰越金を充てようとするものであります。

以上で説明を終わります。なお、質疑に対する答弁は、私若しくは担当係長がいたしますので、よろしくお願いいたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第59号、平成26年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算について、審査を一時中止いたします。

(水道課 退室)

休憩に入ります。

(休憩 11:53 ~ 11:54)

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。各課の審査が終了しましたがけれども、ここで付託事件に関する現地調査についてお諮りいたします。現地調査について各委員の意見を伺います。

[「なし」と発言する者あり]

中面幸人委員

今回の場合は現地調査はいらないと思います。

[「異議なし」と発言する者あり]

産業厚生委員長（野畑直委員）

それでは、必要なしと認め、現地調査はしないことに決しました。休憩に入ります。午後1時から再開します。

(休憩 11:58 ~ 13:00)

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

それでは、議案第58号、平成26年度阿久根市国民健康保険特別会計補正予算第1号について討議に入ります。

[発言するものあり]

ちょっと休憩に入ります。

(休憩 13:01 ~ 13:02)

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより、議案第58号について討論に入ります。討論はありませんか。

竹原恵美委員

今回の内容については、一般職に属する職員の給与に関する条例の一部を改正するものが入っております。内容的には阿久根市は単独で考えていいものと、人事院勧告になぞらえる必要がないということを確認した上で今回行うということも市長からの答弁もありました。これに対して私は不的確、不適合だと思いますので反対いたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、議案第58号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と発言する者あり]

[「異議あり」と発言する者あり]

御異議がありますので、挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(各委員 挙手)

挙手多数と認め、議案第58号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号、平成26年度阿久根市簡易水道特別会計補正予算第1号について討議に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

なしと認めます。

これより、議案第59号について討論に入ります。討論はありませんか。

[発言するものあり]

竹原恵美委員

先ほどの同じ人事院勧告になぞらえた一般職に属する給与の改定に対して反対し、同じくこの議案に対しても反対いたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します

これより、議案第59号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と発言する者あり]

[「異議あり」と発言する者あり]

御異議がありますので、挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(各委員 挙手)

挙手多数と認め、議案第59号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、議案第60号、平成26年度阿久根市介護保険特別会計補正予算第2号について討議に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

なしと認めます。

これより、議案第60号について討論に入ります。討論はありませんか。

竹原恵美委員

先ほどの件と同じく人事院勧告になぞらえた給与の改定に反対し、同じくこの議案に反対いたします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します

これより、議案第60号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と発言する者あり]

[「異議あり」と発言する者あり]

御異議がありますので、挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(各委員 挙手)

挙手多数と認め、議案第60号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号、阿久根市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について討議に入ります。

[「なし」と発言する者あり]

なしと認めます。

議案第62号について討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、議案第62号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と発言する者あり]

御異議なしと認めます。よって議案第62号は原案のとおり可決すべきものと決しました。休憩に入ります。

(休憩 13:08 ~ 13:19)

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

本委員会に付託になりました陳情第12号についてでありますけども、県道脇本赤瀬川線橋之浦地区道路改良工事に伴う路線の一部設計変更についてを議題とし審査に入ります。

休憩に入ります。

(休憩 13:20 ~ 13:21)

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

ここで陳情第12号に関する現地調査についてお諮りいたします。現地調査について各委員の意見を伺います。

濱崎國治委員

内容的にいろいろ疑問もある陳情ですが、現地調査をしたらどうでしょうか。

[「異議なし」と発言する者あり]

産業厚生委員長（野畑直委員）

それでは、必要ありと認め、現地調査はすることに決しました。それでは、ただいまから現地調査を行います。

(現地調査 13:23 ~ 15:30)

産業厚生委員長（野畑直委員）

現調査前に引き続き委員会を再開いたします。陳情第12号、県道脇本赤瀬川線橋之浦地区道路改良工事に伴う路線の一部設計変更について討議に入ります。皆さん方、意見を出してください。

松元薫久委員

県のほうからも来ていただいて、現地でいろいろと説明をいただいて具体的によくわかったかと思うんですが、26年のこの間の5月ですね、実施設計等の説明会もあったというふうに聞いてですね、恐らくそこら辺で住民の方から、そういう一部住民の方から今回の陳情につながるような考え方がでてきたと思うんですけども、やはり、県のほうの考え方を聞か

してもらおうと、移転、家屋の移転補償等の内容に予算を、少ない予算をやりくりしながらルート選択をされているという話も聞いてですね、納得する部分も多かったと思います。陳情を出された区長さんのほうからも、本音の部分ははっきりと御本人もおっしゃってましたが、なかなか厳しいという考えは伝わっていたように思いました。以上です。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに。

中面幸人委員

事業主体の県のほうの説明を受けてですね、現時点での進捗状況もお聞きしましたけども、設計等も済んで用地買収の幅杭等もですね、設置され、用地買収に取りかかる状況の中でですね、こうして今の時点で陳情書が出されておりますけども、やはり、事前にですね、事業が始まる前に地元の説明もあると思うんですよ、そのときにやっぱりちゃんとした説明を受けて対応をするべきであったと思うし、当然、陳情の趣旨の中にもですねあるように、土地については、無料でもいいですよ、寄付してもいいですよというのも入っておりますので、当然そうであればですね、田んぼ側のほうを用地買収せんでも寄付していただければ、そっちのほうが言わば、財源的にも助かるわけですから、やはり、事業の最初の説明の中の時点でやっぱり行動を起こすべきであったのではないかと、ここで例えば陳情者の趣旨に沿ってやればですね、また今後測量なんかもやり直しとかですね、それも出てくるわけであって、ちょっと時期的に陳情は難しかったんじゃないかなと私はそういうふうに考えております。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

濱崎國治委員

きょう県からの具体的なプランも見せていただき説明を聞いたところではですね、やはり、最小の経費で最大の効果を狙うという、そういう思いも伝わってきました。一番ののはやっぱり、あそこの円滑な交通をどうすればいいかということでの設計プランであったのではないかと思います。また、この陳情者の懸念される場所は、道路が嵩上げになることによって宅地のほうにまた水がくるんじゃないかなと、そういう懸念もありましたけれども、県の話にもありましたとおり、そのところについてはそれを十分配慮した道路づくりをするということもありました。また、ここに会合時等の路上駐車があるので、警察より注意を受けている状態というのもですね、わからんでもないですが、やはり集落の方たちの駐車場を確保するというのは、やっぱり集落自体でですね、いろいろ検討していただいて、あの道路が拡張されれば路上駐車であるんでしょうけど、これよりも向上した路上駐車ができるんじゃないかな、警察にも注意を受けないようなそういう路上駐車もあるいはできるのではないかなというのもちょっと考えました。そういう意見です。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

石澤正彰委員

県の課長もお越しになってですね、そのときちょっと私も言いましたけども、この際整備してもらおうのについてですね、小さくちまちまとしたような整備じゃなしに、しっかりした県道整備をしてもらいたいなという気持ちで、県の課長の説明の中でですね、私は個人的にはそう思いました。その家がかかるとか、かからないとか、そこを補償するとかどうとかという以前の問題でね、なんでかて言いましたら、ちょっとここにUPZの避難場所というような話がでてきましたんでね、特にそれを考えた場合にですね、県知事の決断によって阿久根市も隣接地としてですね、言うことを聞かされているわけですから、もっとそういうと

ここに阿久根にもお金を使ってよという気持ちになりました。以上です。

大田重男委員

私もきょう現場を見に行ってますね、この道路拡幅工事、これ今度変更についてということで出していますけど、県のほうの説明を聞いてですね、地元説明もなさってるんですよ、その中に地元が納得してゴーサインを私は出したと思うんですけど、だから、そういうきょうの区長さんの話でも、例えば、嵩上げすると道路が上がると、その中に家の敷地のほうが水が入ってくるというようなことを言われましたけど、県のほうはその辺の側溝をちゃんとやりますということで言われたわけですから、私はもうこのままでいいのじゃないかなと思っています。

鳥飼光明委員

初めて設計図面等を見せていただきましたけれども、私の経験からいきますと、まず説明会をやったはずだと、それから、杭打ちをやる時ですね、地元民は十分見ているはずだと、今更、設計が全部できあがってからですね、陳情というのはちょっと今までの経験から私はないので、ちょっとナンセンスだなと思っておりました。しかし、設計図を見ますと非常に素晴らしいカーブと橋の問題とかいろいろ見せていただきましたけれども、私は今の設計を見たときにベターじゃないかと思ったので、ただし、今度また陳情のですね、理由を見てみますと、もう私の経験したことのない、こういう陳情内容というのは初めての経験で、これをもし、もし、採択するようであれば、例をつくってしまえば、どんどんどんどん市にも影響してくるんじゃないかなと、そういう先のことまで私は心配をする関係で、この対策案と陳情の理由を見ますと、裏がみえみえのようでちょっと私は疑問を感じた一人であります。以上です。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

それでは、ほかになしということで、次に討論に入ります。陳情第12号について討論はありませんか。

休憩に入ります。

(休憩 15:40 ~ 15:43)

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。討論はありませんか。

中面幸人委員

地域ですね、地域振興や地域活性化のためですね、その地域の方の趣旨の、陳情の趣旨の思いはわかりますけど、出す段階がですね、いろんなこの事業が始まる前であつたら、趣旨採択の選択もあるかなと思っておられますけども、こういうふうに事業が進んでおりますので、今回の場合は不採択でないといけないかなというふうに私は思っております。

濱崎國治委員

先ほどの意見でも申し上げたんですが、先ほど鳥飼委員のほうから話がありましたとおり、全くですね、私もベターなプランではないかなという気がしました。特に県からの説明でもいわゆる陳情者が懸念していた事項がですね、払拭されたという説明を受けました。そういう意味からして、これについては不採択のほうがいいんじゃないかなという気がします。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより陳情第12号について採決いたします。本案は原案のとおり採択すべきものと決するに御異議ありませんか。

[発言するものあり]

休憩に入ります。

(休憩 15:47 ~ 15:48)

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

本案は原案のとおり採択する委員の挙手を求めます。

(各委員 挙手)

挙手ありませんので、陳情第12号は、不採択とすることに決しました。

休憩に入ります。

(休憩 15:49 ~ 16:11)

(農政課 入室)

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

議案第57号中、農政課所管の事項について審査を一時中止をしておりましたけれども、わからない部分についての説明ができるということでもありますので、農政課長の説明をお願いします。

谷口農政課長

売電する際の売電単価についての御質問が1点目にあつたかと思えます。この件につきましては、九州電力への接続についてですけれども、今受け入れ可能量であつたり、受け入れる場合の条件等について検討がなされている段階でございまして、売電価格を含めた条件等についてもその結論が得られた後、九州電力と協議することというふうになっているということでもございました。県内の状況につきましても、再度確認を取りましたけれども、まだ決まっていないと、ちなみとなりの薩摩川内市については、接続をしないで自家消費だけで行うといったところは確認が取れたところでした。

次に、2点目ですが、接続に要する費用についてのお話でございました。概算設計費額の中には、現在接続に要する費用は入っておりませんでした。現時点では、先ほども申し上げましたとおり、売電単価もまだ決まっておりません。今後、売電のための九州電力に接続するかにつきましても、売電の収益、あるいは接続費用といったものの関係について、調査・検討を行っていくというようなことで企画調整課のほうとも話をさせていただいたところでございます。以上でございます。

産業厚生委員長（野畑直委員）

課長の説明に基づいて何か質疑はありますか。

濱崎國治委員

もし、売電ができない、あるいは売電をしないとすればですね、もちろん、災害時等の対

応できるということもあるんでしょうけども、年間61万4千円現在ですけども、これをかなり投資してそこまでというのは、ちょっと疑問がないではないです。以上。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なければ、議案第57号中、農政課所管の事項について審査を一時中止いたします。

(農政課 退室)

休憩に入ります。

(休憩 16:15 ~ 16:16)

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

各課の審査が終了し、現地調査については、午前中諮りしましたけども、現地調査は必要ないということで決しております。

これから、委員間討議に入ります。

現在、委員会では、委員間の討議を行うことを決定しております。この委員間討議の目的は、委員会において、議案等についての論点を明確にし、審議内容について理解を深めることを目的とするもので、議案等に対する賛否の表明や他の委員の意見を否定する場ではありませんので、特にご留意をお願い申し上げます。

それでは、議案第57号、平成26年度阿久根市一般会計補正予算第6号について討議に入ります。

中面幸人委員

先ほどの款項目については、ちょっとあれですけど、先ほど農政課の改善センターに取り付ける太陽光についての、含めていいですよ、57号ですから、その中でちょっと今回先ほど課長の説明を受けましたけども、いろいろ事情もあるみたいですので、この件についてはそれぞれのやっぱり委員のですね、考え方とかいうのはちゃんとする意味でもですね、委員間討議が大事ななというふうに思っておりますので、この辺のところをちょっと皆さんの意見をお聞きして、表決をできればと思いますので、皆さんの意見を聞かしていただきたいと思っておりますけれども。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに討議はありませんか。

[「ほいで、中面委員の意見は」と発言する者あり]

中面幸人委員

そうですね、なかなか課長の説明を受けましたけども、やはり、売電価格も決定していない状況、接続に関する費用については一応この予算には入っていないというふうに説明がありましたけれどもですね、言わば、当然、県の補助10分の10ということで、全然自分の自治体からの持ち出しはないわけでありあすけども、当然、県・国の税金、言わば、自分たちの税金になっておりますけども、いろいろこういうふうに異常気象状況の中ですね、やはり、先ほどの課長の説明にありましたように、地域的にもですね、高い位置にもある、面積もある、収容人員も300名できるというそういう状況を考えたときにですね、ある程度大きい予算額でもあるし、いろいろと対応ができるんじゃないかなというふうに今後の設計委託の段階からもう少しちゃんとした執行部のですね、考え方も示しながらですね、進め

て行けば私はいんじゃないかなといふうに私は思います。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに討議はありませんか。

濱崎國治委員

この補正予算ですね、先ほどから課題になっている農業構造改善センターの管理費の委託料、それから工事請負費の関係ですが、課長の説明等もありました。ただ、4,500万の県の補助によってつくるとは言えですね、やはり、売電を想定してないとなれば、どれぐらの設備かはちょっとわかりませんが、それと蓄電にどう活かしてその蓄電の分がどう活かされるかもわかりませんが、売電しないとなればちょっとこの設備について疑問に残るところがあります。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに討議はありませんか。

竹原恵美委員

今の電気の設備なんですけども、月あたり電気代普通に使っていれば、5万1千円のを今回全体工事費は、約5千万かかるものです。試算をこれだけの5千万のものをかけて手に入れるということは、電気は無料になるといいますけれども、これから維持も阿久根市がしていかなきゃいけない、トータルで見たときにやっぱり費用対効果としてはかなり低い物です。利用度としても5万1千円のためにするという論は立ちません。避難所として働く、避難所がその電気を三日間保有できるとするにしろ、かなり税金の使い方としては100%県費であるとしても税金の使い方としてはきつい内容だなというふうには理解しています。

松元薫久委員

今出された意見と変わらないようなことになるんですけども、公共施設再生可能エネルギー導入推進事業費というものをいただいてやる事業ですが、ちょっと先行きが課長の説明でもほとんどわからない状況の中で、せつかくこのようなまるまるいただけるお金で、こういった再生可能エネルギーの導入という事業をするのであれば、こうやってばたばた始めないで、もう少し何か別の施設にですね、まだあと数年この事業は続くような説明があったと思うので、もっと違う使い方であってほしい補助金なんじゃないかなというふうな気がしました。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかに討議はありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

なしと認めます。

これより、議案第57号について討論に入ります。討論はありませんか。

竹原恵美委員

私は、以前のほかの議案とも同じですけど、一般職に関する条例の一部を改正することで反応した計上がありますので、私はこれには反対いたします。この部分を抜いて出し直していただきたいという内容です。

産業厚生委員長（野畑直委員）

ほかにありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

討論なしと認めます。これにて討論を終結します。

これより、議案第57号について採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」と発言する者あり]

[「異議あり」と発言する者あり]

御異議がありますので、挙手により採決いたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(各委員 挙手)

挙手多数と認め、議案第57号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

[発言するものあり]

休憩に入ります。

(休憩 16:24 ~ 16:25)

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

ただいま採決されました案件に対する委員会報告書の作成及び委員長報告につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と発言する者あり]

御異議なしと認めます。

よって、本日採決されました案件に対する委員会報告書の作成及び委員長報告につきましては委員長に一任されました。

休憩に入ります。

(休憩 16:26 ~ 16:27)

産業厚生委員長（野畑直委員）

休憩前に引き続き委員会を再開します。

次にお諮りいたします。当委員会に付託されました案件はすべて議了いたしましたので、12月2日、火曜日は休会としたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と発言する者あり]

異議なしと認めます。

よって12月2日は、休会とすることに決しました。

次にその他ですが、委員の方から何かありませんか。

[「なし」と発言する者あり]

ないようですので、以上で産業厚生委員会を散会いたします。

(散会 16:27)

産業厚生委員会委員長